豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関する意見・提案(実施方針)

No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	意見・提案事項
1	4 34	1	(1)	オ	2)	1	建設業務	b. 建設業務において、既存施設の更新工事がありますが、既存の埋設配管に関する記載がありません (P36. 別紙-1 既存施設の概要及び修繕・更新の業務範囲(1)についても同様)。既存の埋設配管に対し、劣化状態等目視確認ができないことと、漏れた場合の被害影響を考慮すると、使用することは事業リスクが高いものと考えられます。埋設配管の継続使用に関連するリスクは、県殿にてご負担頂くか、事業者にリスクを負担させるため、新設配管への更新を要求水準に反映するなどのご検討をお願いします。
2	13	2	(2)				ル	弊社は官民連携インフラファンドという性質上、以下のような観点から入札説明書等が公表される際に民間事業者候補全員に対して弊社の存在をお伝えすべきと考えております。 各民間事業者への公平性公正性の確保 国の制度であることの周知 民間事業者による創意工夫、提案の幅の拡大上記趣旨より、弊社から貴庁にLOI(関心表明書)を提出することを条件に、入札説明書等に「民間事業者が弊社への資金支援を相談することが可能である。」旨を周知する文言を掲載頂きたくご検討をお願いいたします。
3	13	2	(2)				表4選定の 手順	事業提案書提出後に愛知県殿と事業者との対話の機会が記載されていません。事 業提案書内容について愛知県殿と提案書の理解をひとつにするために、技術対話 とヒヤリングの実施を希望します。
4	20	2	(4)	P	5)	2	(ウ) 受託 実績 a)	「運転維持管理業務の実績で、同一箇所で継続して3年以上、水処理、汚泥処理 (濃縮、消化、脱水の全てを含むものに限る)を一括で行った実績に限る。」とありますが、豊川浄化センターにおいては焼却設備がありますので、後工程との相互理解、連携を考えますと、焼却設備までを含めて一括で行った実績に限るというように変更されてはいかがでしょうか。
5	20	2	(4)	P	5)	2		「提案する利用用途と同種の施設で行った実績に限る。なお実証プラントの実績も含む。」とあります。消化ガスを安全に取り扱うノウハウについては、どの利用用途でも同じと思われます。提案する利用用途の有効性は、提案者が提案書にて提示すると考えられますので、受託実績については、利用用途にとらわれない消化ガスの有効利用となりませんでしょうか。
6	29	8	(7)	イ			の協力	「・・・・事業者は、実験用の汚泥を供給することが必要になります。汚泥の供給は基本的に無償譲渡とします・・・」とありますが、大学などへ譲渡する汚泥量について、無償譲渡すべき具体的な数量を提示願えませんでしょうか。想定する発電便益が目減りしてしまうため、例えば「無償譲渡汚泥量(年間)」などの具体的な提示を希望します。 実証実験への協力を否定するものではありません。